

記入上の注意【婚姻届共通】

届出書はすべて日本語(漢字, ひらがな, カタカナ)で書いてください。また, 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。

当地発行の婚姻証明書(Heiratsurkunde/Heiratsbescheinigung)を添付される方は, 届出書右側にある「証人」欄への署名は不要です。

※日本人同士の婚姻届出書の通数は本籍地により異なります。

夫婦となる人の現在の本籍地が違い、新本籍も全く別の場合は4通。

夫婦となる人の現在の本籍地は違うが、新本籍はどちらかの本籍地を管轄する市区町村内と同じにする場合は3通。

夫婦となる人の現在の本籍地が同じ市区町村内にあり、新本籍も現在の本籍地を管轄する市区町村内と同じにする場合は2通。

1 氏名

(1)届書に記載する日本人の氏名は戸籍に記載されたとおり楷書体で丁寧に書いてください。

(2)外国人の氏名は、「氏」あるいは「名」が、複数の単語からなる場合でも、「ハイフン(-)」や

「なかくてん(・)」等を使用することは出来ません。「名」が複数ある場合には、「ファーストネーム」「ミドル(セカンド)ネーム」の順序にカタカナで書いてください。

2 生年月日

日本人は和暦(昭和や平成)で、外国人は西暦で書いてください。

3 住所

(1)住所は、「ドイツ連邦共和国バイエルン州・（またはバーデン・ヴュルテンベルク州）」に続けて「市、郡、町名」、「通りの名」、「番地」の順に日本語で書いてください。戸籍への記載はドイツ語表記ではなく、日本語表記となります。

(2)世帯主の氏名は、氏、名の順で書いてください。

4 本籍

(1)本籍地は、都道府県名から番地まですべて書いてください。特に番地は、「1-2-3」の様に省略せず、「1丁目2番地3」のように戸籍に書かれている通りに書いてください。

(2)筆頭者は、戸籍の最初に記載されている人の氏名を書いてください。

(3)当事者の一方が外国人のときは、所持しているすべての国籍を外国籍の方の本籍地欄に書いてください。

5 父母の氏名と続柄

(1)父母が婚姻状態にある場合には、母の氏は書かず、名だけを書いてください。

(2)養父母がいる場合は、「その他」の欄に氏名及び続柄を書いてください。

6 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

(1)婚姻後の夫婦の氏となる人が戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しく本籍地に戸籍を創設することになりますので、希望する日本国内の本籍地を書いてください。なお、新本籍地は今までと同じ、あるいは異なるところに創設することも可能ですが、事前に本籍地として使用できるかについて、市区町村役場に確認しておいてください。

(2)当事者の一人が外国人の場合は、婚姻後の氏の欄に印はつけなくてください。

7 同居を始めたとき

和暦(昭和や平成)で書いてください。

8 初婚・再婚の別

(1)再婚の方は直前の婚姻について書いてください。

(2)年号は和暦(昭和や平成)で書いてください。

9 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫妻の職業

該当する項目に☑をしてください。夫妻の職業は国勢調査の年のみ書いてください。

10 届出人

(1)届出人署名は、楷書体で丁寧に書いてください。外国人の方は署名不要です。但し、署名する場合は、外国語表記で読み方をカタカナで併記してください。

(2)印鑑がない場合には、右手の親指で拇印してください。外国人の方は、押印の必要はありません。

11 その他

記載に誤記があり訂正をする場合は間違えた個所を二重線で抹消のうえ、空いている所に書き直してください。修正液は使用出来ません。